

パラメータ発明・パラメータ特許における進歩性判断の議論と見解の徹底調査



Genspark

Jul 10, 2025

ブックマーク

共有

インスピレーションと洞察から生成されました [10 ソースから](#)

はじめに

パラメータ発明とは、発明者が独自に考案した技術的変数（パラメータ）や数式により表現された発明特定事項を含む発明を指し、その特許は「パラメータ特許」と呼ばれる。これらの発明は、特殊なパラメータで表現されることから外観上は従来技術と全く異なって見える一方で、実際の技術的範囲には既知の物や方法が含まれることが多いという特殊性を持つ [Kobe University Repository](#)¹。この特殊性ゆえに、進歩性判断において様々な議論と見解の対立が生じている。

1. パラメータ発明の基本概念と定義

1.1 パラメータ発明の特徴

パラメータ発明は、「出願人が自己の発明を表現するために創出した技術的変数（パラメータ）を規定した要件を含む発明」として定義される [創英国際特許法律事務所法律部門](#) ²。この種の発明には「厳密な定義はなく、しばしば『選択発明』（数値範囲の限定に関するもの）と混同される」という実務上の問題がある [inoue-as.com](#)³。

1.2 特殊パラメータの定義

日本の特許審査基準では、特殊パラメータを以下のように定義している：

1. 従来知られていない特性を表すパラメータ
2. 従来知られている特性を表すが、従来用いられていない測定方法により測定される特性を表すパラメータ
3. 従来知られている特性を表すが、従来用いられていない表現により表される特性を表すパラメータ

2. 進歩性判断における賛否両論の論点

2.1 賛成派の主張：パラメータ表現の非容易想到性重視説

賛成派は、パラメータ及びその範囲を発明の特定事項として捉え、その容易想到性が証明されない限り進歩性を肯定すべきとする立場である 知財実務情報 Lab.[4](#)。

主要な根拠：

- 特殊パラメータに着目すること自体が非自明であり、当業者が従来着目していなかった新たな観点を提供する
- 発明特定事項としてのパラメータの非容易想到性をもって進歩性を認定すべき
- 新たな概念・上位概念化による技術進歩への貢献を評価すべき

代表的判例：

- **PCSK9 事件**（知財高判令和元年 10 月 30 日）：発明者が発見した抗体と競合するという発明特定事項を有する抗体について、発明特定事項の容易想到性が求められるとして進歩性を肯定 [Kobe University Repository](#)[1](#)
- **バネ構体事件**（東京高判平成 15 年 9 月 30 日）：「本件発明の特許出願前において D/h に着目した者がおらず」として、パラメータに着目すること自体の非容易想到性を重視

2.2 反対派の主張：技術的意義重視説

反対派は、パラメータ表現の新規性のみでは不十分であり、基礎となる技術の技術的意義まで考慮すべきとする立場である。

主要な根拠：

- 数値限定が単なる設計事項にすぎない場合には技術的意義を認めず進歩性を否定すべき
- パラメータ以外の構成要素（基礎技術）の容易想到性も考慮すべき
- パブリックドメイン保護の観点から、既知技術への過度な独占権付与を回避すべき

代表的判例：

- **ランフラットタイヤ事件**（知財高判平成 29 年 12 月 21 日）：パラメータ p/h および $(p-w)/w$ について、「当該数値範囲に限定する技術的意義は認められず、当業者が適宜調整する設計事項である」として進歩性を否定 [unius-pa.com](#)[5](#)

2.3 中間的見解：相関性・非公知性基準

裁判実務では、以下の基準により進歩性を判断する中間的アプローチが採用されている 知財実務情報 Lab.[4](#)：

判断基準：

1. 発明の課題解決とパラメータとの相関性：数値の全範囲で課題解決と相関していること
2. 非公知性・容易想到性：
 - 発明の課題が非公知であり、容易想到でもないこと、または
 - 課題が公知・容易想到でも、課題解決に寄与するファクターとしてパラメータに着目することが非公知・非容易想到であること

3. 審査基準と裁判所判断の相違

3.1 特許庁審査基準の立場

特許庁の審査基準では、パラメータを数値設定などの設計事項として扱う場合が多く、異質な効果を与えるか等によって発明の要件として取り扱うかを判断している。

3.2 裁判所の判断傾向

裁判所は「審査基準と異なり、パラメータ及びその範囲を発明特定事項と見做して、その容易想到性が論証されない限り進歩性を認める傾向にある」知財実務情報 Lab.[4](#)。

具体的傾向：

- パラメータと課題解決の一对一相関では技術的意義が高く、進歩性認定されやすい
- 一对 n 相関や弱い間接的相関では容易想到と判断されやすい
- 「異質な効果」「臨界的意義」「顕著な効果」で進歩性が肯定されるケースは「極めて少数」

4. 国際比較：各国の取り扱いの相違

4.1 5 極特許庁における審査基準の比較

Soei.com[6](#)によると、主要国の取扱いは以下の通りである：

日本：

- 特許審査基準で(a)～(c)の特殊パラメータ定義を設定
- 課題 - 手段の関係が疑われる場合は多数の比較例と作用機序の説明を要求

米国：

- 特殊パラメータの直接規定はないが、MPEP 2112 に基づき Inherency（内在性）で新規性を否定する傾向
- 審査官の立証責任が重く、probabilities・possibilities だけでは否定できない

欧州（EPO）：

- 明確性条項で特殊パラメータをタイプ(i)（既知特性を間接測定）・タイプ(ii)（未知特性）に分類

- タイプ(i)は厳格、タイプ(ii)は一定条件下で許容

中国：

- 比較不能の場合に新規性欠如を推定
- 再現実験データや製造管理の差異証明で克服可能

韓国：

- パラメータ自体の新規性認定を否定
- 合理的疑い時に出願人の立証資料提出を待つ運用

4.2 各国の判断傾向の特徴

「日米欧中韓の主要な国で、所謂『特殊パラメータ』で発明を規定することが禁止されている国は有りません」[inoue-as.com7](#)が、各国で異なる厳格度を持つ審査基準が適用されている。

5. 臨界的意義の判断基準

5.1 臨界的意義の概念

数値限定発明では、「限定した数値に臨界的意義があり、発明に進歩性があると判断される」[日本弁理士会 8](#)。

5.2 具体的判断基準

磁気記録材料事件での基準：「発明の範囲を特定の数値をもって限定するには、ほぼこの数値を界として特性に相当急激な変化があつてしかるべき」

ガスの処理法事件での基準：「作用効果の予測性がないというためには、当該発明の奏する作用効果が公知技術の奏する作用効果の総和を越えた格別のものであることを要する」

5.3 臨界的意義の立証要件

1. 境界数値付近での相当急激な変化の記載・証明
2. **顕著な効果（非連続性）**の立証
3. 公知技術の効果の総和を越えた格別な効果の証明

6. 記載要件との関係

6.1 サポート要件の判断基準

パラメータ特許のサポート要件については、特許業務法人パテントコンシェルジュ [9](#) の判例が示すように、以下の基準が適用される：

基本要件：

- 請求項で数値範囲を定めた式が「所望の効果が得られる範囲を画する境界線」であることの立証
- 数式の範囲内で安定して所望の効果が得られることを当業者が認識できる程度の実施例開示

問題となるポイント：

- 実験データの量と分布の不足
- 境界式の唯一性の立証困難
- 最低限必要なサンプル数の不明確性

6.2 サポート要件と実施可能要件の関係

jpaa-patent.info¹⁰によると、両要件は以下のように区別される：

サポート要件（特許法 36 条 6 項 1 号）：「請求項に記載された発明が明細書の詳細な説明に記載された発明と実質的に対応していること」

実施可能要件（特許法 36 条 4 項 1 号）：「当業者が自己の通常の知識で当該発明を実施できる程度に明確かつ十分に記載されていること」

7. パブリックドメイン保護の観点からの批判

7.1 パブリックドメイン・アプローチ

近時の学説では、「知的財産法の最終目的はパブリックドメインを豊かにすることにあり、パブリックドメインの保護と創作物の保護が衝突した場合、前者を優先するアプローチ（パブリックドメイン・アプローチ）を採るべき」との見解が示されている Kobe University Repository¹。

7.2 後出特許による既存事業差止めリスク

パラメータ発明の特殊性として、以下の問題が指摘されている：

構造的問題：

- 「特殊なのはあくまで発明特定事項の『表現』にとどまり、技術的範囲に具体的に包含されている物や方法がありふれたものである場合も少なくない」
- 「公知の物や方法が、たまたま特殊パラメータに係る特性値を備えるものであって、特殊パラメータ発明に係る特許の構成要件を充足するという事態が頻発しうる」

7.3 パブリックドメイン問題への対応策

特許庁進歩性検討会での議論：「本議論の場において全参加者が強い懸念を示した、いわゆる『当たり前の数値』問題（パブリックドメイン）についての判断事例」として、パブリックドメイン保護の重要性が認識されている。

8. 先使用権との関係

8.1 先使用権成立の困難性

パラメータ発明では、「先使用権が成立するには先使用発明が特許発明と『同じ内容』の発明でなければならないと判断した点が注目される」Kobe University Repository¹。

8.2 先使用権の要件厳格化

問題点：

- 先使用者がパラメータに着目していなかった場合の同一性認定の困難
- 発明内容の認識要件の厳格な解釈
- 先使用権行使の実質的困難

9. 最新動向と今後の展望

9.1 2024 年の特許庁進歩性検討会報告

特許庁の進歩性検討会では、「パラメータ・数値限定に係る相違点に対する進歩性判断において検討、衡量される要素事項について議論し、進歩性判断の予見性に関する検討結果」が示されている。

9.2 実務上の影響と対応

パラメータ発明のサポート要件：「パラメータを含む発明のうち大多数について要件③が加重されていないという意味では、大合議判決が判示した要件③の影響力は限定的であると評価できる」jpaa-patent.info¹⁰

適用例の限定性：現時点で追加要件が適用された判例は、偏光フィルム大合議判決とトマト含有飲料事件の2件のみに限られている。

結論

パラメータ発明・パラメータ特許における進歩性判断については、以下の対立する見解が存在している：

主要な論点の整理

1. 基本的対立構造：
 - 賛成派：パラメータ表現の非容易想到性重視
 - 反対派：基礎技術の技術的意義重視
2. 実務上の判断基準：
 - 課題解決との相関性

- パラメータ着目の非公知性・非容易想到性
- 臨界的意義の存否

3. 制度的課題：

- パブリックドメイン保護との調和
- 後出特許による既存事業差止めリスク
- 国際的整合性の確保

今後に向けて

パラメータ発明の進歩性判断については、技術革新の促進と公知技術の保護という特許制度の根本的目的のバランスを如何に図るかが重要な課題となっている。特に、「当たり前の数値」問題やパブリックドメインの保護については、今後も継続的な議論と制度改善が求められる状況にある。

各国の審査基準や判例の動向を踏まえ、日本の特許制度においても、技術進歩への貢献と既存技術の適切な保護を両立する判断基準の確立が期待される。

Appendix: Supplementary Video Resources



【特許】 パラメータ発明の進歩性 (2023年 JAFBIC 講演 2時間 ...

Jan 22, 2024



【特許】 +進歩性の全論点 (57分濃縮版)

Jan 29, 2023



【特許】 ⑦パラメータ発明 #Shorts

Sep 25, 2022

もっと詳しく

[1](https://hdl.handle.net)
hdl.handle.net

[2](https://soei-law.com)
soei-law.com

3

www.inoue-as.com

4

chizai-jj-lab.com

5

www.unius-pa.com

6

www.soeci.com

7

www.inoue-as.com

8

www.jpaa.or.jp

9

www.ip.courts.go.jp

10

jpaa-patent.info